出火個所の判定

[火災鑑定]

K2-05 2017, 10/27

火災調査探偵団

火災の原因を究明するには出火個所を判定する必要がある。その出火個所は燃えた痕跡から考察し、建物全体の構造・年数・使用状況などの要素と関係者の供述を踏まえて 考え、経験と知識を基に焼けの方向性を手がかりとして判定されるものである。

Judgment of the fire place

In order to investigate the cause of the fire, it is necessary to judge the fire place. The fire place is considered by the locations of burnt-patterns. Think based on elements such as structure, the number of years, the use situation of the whole building and the statements of stakeholders, it judged based on experience and knowledge as a clue as the direction of burnt-patterns.

1. 火災鑑定の道筋

火災現場に、その一歩を踏み込むと「これだけ燃えていて、火災原因がわかるのだろうか?」と言う、感慨にふけってしまう。どのようにしたら分かるのか、何を手がかりにすれば良いのか、その道筋そのものが見えてこないことがある。

火災現場を見れば、出火原因もわかるような「思惑や感想」を持たれることがあるが、そのような直線的な思考が可能なのは、関係者が火災の出火時の状況を見ているケースに限られたものでしかない。しかし、火災は、その発生時に誰も見ていないケースも多くあり、そして、そのような火災現場ほどよく燃えている。

このような何の手がかりもない火災現場であっても、火災鑑定の世界では、ある人達によっては、もっともらしく、電気火災や放火火災の原因を盛り付けて、訳知り顔で解説することがある。それは、ほとんど、その人の「架空の物語」と言っても過言ではなく、一つか二つの理由を敷衍して作りあげられる火災原因を記載した「感想文のごとき報告書」となる。その根拠とされた事由は「灯油成分が検出された」「電気短絡痕が見られる」などであり、警察・消防が現場で検出していない灯油成分がガス・クロのチャートに載った試験書として添付されたり、現場の位置関係が明確でない電気溶融痕の写真が貼付されたりするケースとなる。

「火災鑑定」は、そのようなもっともらしく作り上げられた出火原因ではなく、出 火原因から発生した火災より、その火災全体の燃え広がりが説明されるものでなけれ ばならない。そのことは、焼けた現場の焼損状況の見分が、それらの燃え広がりを裏 付ける表現により組み立てられたものでなくてはならない。

2. 火災現場から

火災鑑定は、火災現場の中から、焼けの強弱を見分し、見たことを組み立て、出火

前の建物を想起して、この現場の燃え広がりを解説することを「道筋」としている。

この焼損状況を踏まえた「道筋」となる見分状況が表現されることにより、火災鑑定が論理的な性格を持つこととなる。





写真 k205-2 消火活動中の写真1の建物火災

火災現場の見分を取り上げる。

左の写真 1 を見ると、焼損状況において、屋根の小屋組から母屋・梁・桁の焼損(焼け)の強弱を説明し、次いで、柱、壁の倒壊や焼損の違い、そして、床面の堆積した焼損物件の状況を説明する必要がある。

これらの説明が、火災の全体像 を組み立てる。

この写真の現場から、どの方向 から燃え広がったのかを、文章化 する知識と経験をもたなければな らない。

次に、消防隊の消火活動時の見分 内容が写真 2 である。写真 1 の道 筋をさらに補強する「事実」が記 述され、説明が火災の全体像を組 み立てる。

写真2では、放水している状況の中で、室内が全面火炎に包まれ、建物の左側が早く燃え上がって、中央、奥へと火炎が移動している燃え状況が確認され、見分される。

このように、消防隊の消火活動時の写真や見分調書には、たいへん貴重な事実が含まれる。

消防・警察の火災現場活動は、発掘により出火時の状況を作り出す作業を行う。そのことが消防の「実況見分調書」として提出される。その中には、発掘過程を含めて記載されることにより、鎮火後の焼損現場がどのような状態にあり、発掘において何が明確となってきたか、そして、出火前と思われる現状がどのようになっていたか、が記載されている。逆に言うと、出火前の状況を想起しながら、鎮火後の焼損現場を読み取って、その思考に

より「焼け」から「燃え」を説明し、出火原因の判定へとつなげることである。実況見分調書は、火災鑑定に必要とされる背景であり、証左なって出火原因の枢要な部分を構成することとなる。

3. 出火個所から

建物火災の現場発掘によりなされた「出火個所」とされる台所付近の現場を写真3に示す。



写真 K205-3 火災現場の発掘後の焼損状況

これらの焼損状況から、少なくとも①冷蔵庫に関係する電気火災、②ガステーブルによる調理中の火災、③床の焼け抜けから、付近に置かれたゴミ袋から出火したたばこ火災、④出入口付近の焼損から放火火災の出火原因の推定要因が、想起され、検討されることとなる。たぶん、考えると現場では、もっと多くの推定火災原因が考えられている。これらの出火原因となりうる対象を踏まえ、出火原因を導く論理的構成を記載することが「火災鑑定」として論述されるべき視点であり、火災後の焼損事実を基として判定されることとなる。

例えば、この焼損状況から、この現場の「焼け抜け」に着目すると、その付近に助燃剤を撒いて放火した痕跡とするのか、或いは、その箇所付近にタバコの吸い殻を入れたゴミ袋があり、そのタバコによる燻焼が燃え上がった痕跡と見るのか、と言った考察が成り立つ。

そして、この複数の出火原因から、最も合理的に説明し得る出火原因を導きだす、難しさがある。それには、関係者の供述による出火前の状況、現場到着時の消防隊員の供述、そして、出火原因を仮に判定したとして、それらが現場の焼き状況全体を説明し得るかなど、客観的な筋道を詰めて、合理的に説明されるものでなければならない。

4. 出火個所と「出火点」

人により「出火点」と言う言葉が用いられることがある。

そして、如何にも、この「出火点」を決めることさえできれば、出火原因も演繹的に立証され「出火原因を説明した」と論述されることがある。しかし、出火原因を判定することにおいて、この「出火点」と言う言葉も、考え方も**間違い**である。

火災鑑定は、「出火個所」を考察の対象にするものであり、ある程度の範囲を含めた空間を指し、焼損状況や関係者供述から導かれる合理的な対象とされるものである。「出火個所」の判定にあたっては、「火災現場の進め方」と並行して組み立てられ、過去の経験則から現場の焼損状況を焼けの見方として判断し、ある範囲を特定して、示されるものである。

それら中では「出火点」と言うべき言葉の対象となるべき空間は存在しない。

そもそも「出火点を判定する」とされると、始めから出火原因がほぼ特定され、「複数の出火原因の検討」そのものが意味をなさなくなってしまう。出火点を力説する人は、客観的な事実関係を無視した思考停止に近い、強引さだけで、焼損箇所をピンポントで示そうとする「神」の領域にある人、と言えそうである。つまり、一方的に決めた火災原因を力説する素人のたわごとに近いものとなる。

具体的に、写真3の発掘後の現場から見ると「焼け抜け」部分に着目して「出火点」とする考え方もできてしまう。このように、出火点に固守することは、写真3の焼損状況から見ても「出火点」を特定することはムリと、誰が見てもわかることである。前出のように、出火個所から、幾つかの推定される原因を検討して始めて、出火原因の論理的構成が成立するものとなる。

「出火点」に関わる誤解は、少し昔の因習に遡る。

1980年(昭和55年)頃まで、火災調査の教本とされるものは、「現場の見方」が前段に、後段が「現場の進め方」として編纂されていた(旧消防大学校教科書「火災調査」等)。これらのテキストで学び、それを固定観念としている人は、ややもすると「焼けの見方が優先され・・」「焼損の見方さえ適格にできれば出火原因にたどり着く・・・」などと考え、火災原因の究明にあって「関係者の供述は、あくまで補完的なものでしかない・・・」とし、関係者の供述や現場発掘の過程などを軽視する時代があり、これが今も一部尾を引いていることにある。

これらの過去の遺物的な人は、例えば、「焼け抜け」の現場を一次的なものなのか、 二次的に発生したものなのかもよく理解しないで、「焼け抜け」に固守し、そこからの 出火原因だけに固着して出火原因を決めてしまう。この固定的な観念に「出火点」が ある。

しかし、現在のように、火災件数の過半以上が、耐火建物である時代は、このような「焼けの見方」だけをたよりとする考え方は、総合的な視点に欠け、間違いを誘因しやすいものとなる。今は、消防学校の初任科用教科書を含め火災調査のテキストは、「火災調査の進め方」を前半に、後半に「現場の見分要領」とし、確かな現場発掘の進め方が優先され、その中で、関係者等の供述を積極に取り入れて、さらに、立証の

ための調査と言う鑑定や分析を取り入れて、謙虚な姿勢で「焼けを見分」し、出火原 因を考察するプロセスとしている。

「出火点」にはまり込む代表的な悪ケース。

① 床の焼け抜け

この場合、写真 3 に示したように「踏面」の位置関係に依存する。飲み屋などは、「**通路**」や「**階段の最上下段の踏面**」付近に焼け抜けが出やすい。この「通路」部分を出火点と判断すると、「放火」とされ間違える。

② 広間の隅付近

旅館、料理店などの宴会場の**広間の隅付近に強い焼け**がでる。これは、この種業態の座布団が、ポリウレタン製化繊綿を使用しているため、この座布団が積み上げられている所は、火力が強くなり、しかもことごとく燃え尽きるため、この付近の焼けが強く表れる。始め見た現場の印象も強く、この「隅」部分を出火点とすると、「布団に落下したタバコ」とされ鑑定を間違う。

③ 居室の芯上下反射式石油ストーブ付近の床面の強い焼け

石油ストーブの構造としてサービスタンク内の残油が、室内の火災熱を受けて、タンクから油が染み出てくるため、この灯油により消火作業中も燃え続けるため、焼けが強く残る。一見するとこの**ストーブ付近**を「出火点」と思いこんでしまうことがある。しかし、関係者供述から使用していないことや、ストーブ本体の使用立証により否定されるが、出火点とする思い込みで、間違った鑑定をすることになる。

4 鉄骨造準耐火造の倉庫形式の作業所や倉庫の強い焼け

作業場には、旋盤等の機械ごとに「製品」「原料」などが置かれていることが多い。鉄骨造建物は、火災後すぐに座屈する性格があり、反面、スレート屋根や外壁により被さった下部の機器類付近には「消火水」が届かないことが多く、このため、可燃性の製品や原料が「燃え続ける」ことが多い。座屈した 2000㎡以上の作業場などでは、屋根と外壁を取り除くと、一部機器の周辺の強い焼けを見ることがある。材料(製品・原料など)の配置状況を良く確かめて発掘作業をしないと、一部機器付近を「出火点」として誤った鑑定をすることとなってしまう。

参考として、代表的な4つのケースを示したが、火災現場にはその業態や使用実態特有の状況などがあり、軽々に「出火点」などと言う「落とし穴」に落ち込まないことである。落ち込むと、印象が勝手に具現化されて、屁理屈が付着していっぱしの立証とされることが往々にしてある。まずは「出火点」と言う考え方を一切排除することから「火災鑑定」がある。

5. 出火個所の判定

火災原因の究明は、焼け跡から出発する筋道の中で、出火前の状況や初期消火時の 様子などを火災現場の焼損から見た事実を積み重ねて考察することを方法論としてい

る。具体的に説明する。

「焼け抜け」箇所が、関係者供述から「出入口の床が沈んでいた」とすれば床板が 腐食等していたことであり、床一面に均一に熱影響があったとても、其の部分は「焼け」抜ける。それは、飲み屋の止まり木の床板が「焼け抜け」する現場と同じである。しかし、関係者が「その場所はゴミ袋をいつも置いていた。出火前に灰皿の吸い殻やゴミ等をその袋に入れて、1時間後に外出した」と供述されれば、出火原因は変わってくる。あるいは、「出入口の鍵は壊れており、普段、この部屋にはいろいろな友人が出入り、中には金を貸している者もいる。」となると放火の可能性が高くなる。しかし、「調理したまま外出した」との供述があるが、「電気冷蔵庫の調子が悪かった」とされ、冷蔵庫のコードに短絡痕が見分されるなどすれば、異なる火災原因が検討される。必ずしも、関係者供述に左右されるものでないが、焼損状況だけに左右されるものでもなく、一つひとつの検討を踏まえるプロセスの必要性が求められる。

このように、出火原因は輻輳する様々な状況を考察するものであり、「出火点」にこだわると思考が停止してしまう。「出火個所」は、あくまで、ある範囲をとらえて示されるある空間である。それは、せいぜい居室の東西、或いは南北の方向で示される範囲を踏まえたものとなる。

だかこそ、考察される出火原因を複数対象として、取り上げ、検討することとなる。 複数の出火原因を俎上に上げることができる「火災の知識」が、火災調査員の資質と 言える。

6. 火災鑑定上の出火個所の考え方

火災鑑定は、出火原因の考察に至る前に、焼損した火災現場を詳細に見分して焼けの強弱を手がかりにしながら関係者等の供述を踏まえ、知識や経験により客観的に記述される内容に沿って、出火個所を判定する。この作業を行わない「火災鑑定」は、火災現場を見分する思考を持たないものとなり、なんの前提もない出火原因を陳腐な主張のもとに記述したものとなってしまう。多いケースは、特定の出火原因に固守し、現場の焼損状況を説明し、わずかの変色や焼けにポイントを絞って説明する姿勢であり、忌避されるべき方法論である。このような場合に「出火点」が利用されることがある。

「火災鑑定」は、消防・警察の行う火災現場での調査・捜査活動を踏まえたものでなければならない。そして、公表される消防の「火災調査書類」が、実質的な意味により重視されるものとなる。また、火災鑑定は、火災現場を再現して考えるものでなければならない。その点では、唯一公表される現場活動を行った消防機関の火災調査結果が、火災鑑定の視点を提供するものとなっている。

ただし、現在の消防の火災調査結果と火災鑑定が必ずしも一致しないのは、火災鑑定として求められる説明が、火災調査で説明されているものとして、不十分なことにある。近い将来には、これらが一致するものと考える。 [以上]

Y.Kitamura